

# 令和4年第12回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月10日（木） 午後3時

2 開催場所 五所川原市学習情報センター

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

15番 柳原 一夫

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

## (6) 議 事

- 議案第63号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第64号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について  
議案第66号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について  
議案第67号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について  
議案第68号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について  
報告第20号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について  
報告第21号 競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可書の交付について

## 5 その他

## 6 閉 会

## 7 参 与

### 農業員会事務局

次長	西村 実洋
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

### 農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

### 農業委員会市浦支所

支所長	小寺 昭直
-----	-------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 1 2 回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 19 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させていただきます。

議事録署名者には、6 番 秋谷諭委員、8 番 石岡清一委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、西村次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林政策課の山田主任にお願い

いたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年10月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、齊藤晴夫推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

令和4年10月18日午前9時30分から、金谷委員、阿部委員、今推進委員で五所川原高野地区の登記官照会1件。

令和4年10月25日午前9時30分から、森会長、白戸委員、高橋推進委員で五所川原稲実地区の登記官照会1件。

令和4年10月31日午前9時から、佐藤敬道委員、三浦推進委員で市浦地区の5条転用1件。

令和4年11月8日午前9時30分から、小笠原委員、乗田委員で五所川原地区の5条転用2件、の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第63号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第63号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転7件、無償所有権移転5件です。2ページをご覧ください。

- 1 番 大字福山字野岸ほか、田3筆、合計7,931㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額1,586,200円の有償移転です。
- 2 番 大字梅田字福浦、畑2筆、合計1,332㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額100,000円の有償移転です。
- 3 番 大字稲実字米崎、畑1筆、332㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額150,000円の有償移転です。
- 4 番 大字新宮字岡田、田1筆、1,541㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額1,000,000円の有償移転です。
- 5 番 大字松野木字松ヶ枝、畑1筆、667㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額100,000円の有償移転です。
- 6 番 大字飯詰字狐野、畑1筆、3,123㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額150,000円の有償移転です。
- 7 番 大字沖飯詰字男鹿、畑1筆、462㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額50,000円の空き家バンクによる有償移転です。

- 8 番 大字高野字北原ほか、田 1 筆、畑 5 筆、合計 4, 8 9 8 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与の無償所有権移転です。
- 9 番 大字水野尾字懸樋ほか、田 20 筆、畑 1 筆、合計 57, 705 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。
- 1 0 番 金木町芦野、畑 1 筆、1 1 9 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。
- 1 1 番 相内吉野、畑 1 筆、5 1 8 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。
- 1 2 番 相内実取、田 4 筆、合計 7, 4 3 7 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、  
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相  
当であると判断されます。

議 長 議案第 6 3 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 ( な し )

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可すること  
にご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第63号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第64号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 8ページをご覧ください。

議案第64号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転2件、賃借権設定1件です。

9ページをご覧ください。

1番 相内赤坂、田1筆、144㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は事前着工による宅地です。

申請地は、市浦総合支所から南東へ約1kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、周りを宅地や雑種地に囲まれ、その規模が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。申請地は平成22年11月に国土交通省による河川改修の買収により残地とした土地を譲受人本人の所有と勘違いし勝手に舗装工事を行い宅地として使用していたが、登記を確認したところ本人名義でないことが分かり今回申請に至りました。無許可で平成23年頃から使用していたが農地

法について理解を求め、指導したところ、申請人の三和氏は、深く反省しており、始末書の提出がありました。土地利用計画については、資力・信用も問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 大字新宮字岡田、田 1 筆、6 8 4 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は事務所兼倉庫、資材置場の設置です。

申請地は、五所川原市役所から北へ約 1.6 km に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。申請人は、現在、建築業を営んでいるが、事業拡大と共に、事務所・資材置場が手狭となった為、条件に合う土地を探していたが、現在の事務所から約 100 m と近い土地に事務所・資材置場等を設けるため今回の申請に至りました。申請地の東・南側は宅地、西側は道路、北側に面している農地との間には、L 型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎ、砂利を敷き雨水は自然浸透させ、土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものとされ、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3 番 中央 3 丁目、畑 1 筆、4 4 2 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は駐車場です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 1.1 km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、宅地化の状況が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている、第二種住居地域にある農地であるため、第 3 種農地であると判断されます。



申請人は、製造小売業を営んでおり、現在、従業員の駐車場がなく個々に借りているので、従業員及びお客の駐車スペースを確保するため、希望の土地を探したところ店舗から近く防犯面でも都合が良いため、今回の申請に至りました。西側は宅地、北・南・東側は市道沿いに面しており、敷地に砂利を敷き雨水は自然浸透させ土砂の流出を防ぎます。土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断されます。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、10・11 ページをご覧ください。

議 長 議案第64号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決すること  
にご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第64号について原  
案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送  
付することに決定いたします。

つづきまして議案第65号「農業経営基盤強化促進法第  
18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたし  
ます。

参与より説明をお願いします。

参 与

1 2 ページをご覧ください。

議案第 6 5 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、利用権設定 4 6 件、所有権移転 1 件です。

1 3 ページ、番号 1 番から 3 2 ページ 4 6 番までの利用権設定 4 6 件については皆様のお手元にお配りしてあります農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

3 3 ページ、番号 1 番の所有権移転につきましては、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長

議案第 6 5 号についての説明が終わりました。

閲覧時間を 5 分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員

( 5 分間閲覧 )

議 長

それでは時間となりましたので、1 番・2 番、2 2 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

( な し )

議 長

ご質問がないようですので、1 番・2 番、2 2 番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員

( 異議なしの声あり )

議 長           ご異議がないようですので、1 番・2 番、2 2 番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、1 番・2 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 9 番 小山内職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代       (退 席)

議 長           ご質問がある方はお願いいたします。

委 員           (な し)

議 長           ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なしの声あり)

議 長           ご意義がないようですので、利用権設定 1 番・2 番について原案のとおり決定いたします。

1 9 番 小山内職務代理者の入室を許可いたします。

議 長           つづきまして、2 2 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、4 番 石岡雅樹委員には退席をお願いいたします。

石岡雅樹委員   (退 席)

議 長           ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、利用権設定22番について原案のとおり決定いたします。

4番 石岡雅樹委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第66号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 34ページをご覧ください。

議案第66号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数2件。

1番 農地の所在は、大字高野字北原、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

2番 農地の所在は、大字稲実字米崎、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第66号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第66号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第67号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参与 35ページをご覧ください。

議案第67号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の解除について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受け、下記のとおり別段の面積及び区域の指定を受けた農地について、区域の指定を解除するため審議を求めるものです。

解除件数1件です。

農地の所在は大字野里字牧ノ原、地目は畑、所有者は記載のとおりです。

空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を1㎡に五所川原長橋南地区を指定しましたが、令和4年10月12日、農地法第3条許可申請書の提出があり承認されたため、解除するものです。

議長 議案第67号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第67号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第68号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 36ページをご覧ください。

議案第68号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について

耕作放棄地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。

提案理由、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

37ページをご覧ください。

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 1番から2番   | 大字藻川字間手川, 畑2筆, 合計7,109 m <sup>2</sup> |
| 3番から5番   | 大字神山字鶉野, 畑3筆, 合計13,762 m <sup>2</sup> |
| 6番       | 大字広田字下り松, 畑1筆, 802 m <sup>2</sup>     |
| 7番から9番   | 大字原子字山元, 畑3筆, 合計7,140 m <sup>2</sup>  |
| 10番      | 大字前田野目字犬走, 畑1筆, 4,557 m <sup>2</sup>  |
| 11番から12番 | 金木町喜良市坂本, 畑2筆, 合計1,363 m <sup>2</sup> |

別の資料にて説明いたします。耕作放棄地に係る・農地・非農地の判断対象地（参考資料）をご覧ください。

2枚目は今年度の農地パトロールで農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の資料でございます。

3枚目は議案の1番から12番の非農地判断をした確認結果になります。

すべての農地を非農地と判断した主な理由は、写真を見てのとおり長年の休耕により樹木及び雑草が繁茂しているため、農地への復元が極めて困難であるため、非農地と判断いたしました。場所については4枚目になります。次に資料1をご覧ください。令和4年度耕作放棄地等利用状況調査結果であります。

調査期間は8月19日から9月2日まで10日間行ないました。

状況確認者は、地区担当農業委員、推進委員、農林政策課職員、農業委員会職員です。

耕作放棄地等面積について、令和3年度耕作放棄地等面積は、185,235㎡、今回解消された面積は、15,769㎡、新たな耕作放棄地等面積は18,963㎡、非農地判定の耕作放棄地面積は予定で、34,733㎡です。

合計、令和4年度の五所川原市の耕作放棄地面積は、予定で、168,260㎡です。

次に今後の調査及び指導等に向けた「3つのステップ」はご覧の通りです。

2枚目から3枚目は利用状況調査で、A判定又は解消、非農地判断を把握した一覧です。

合計で、218,762㎡です。

5枚目をご覧ください。令和4年度総括表です。

耕作放棄地面積、五所川原地区、107,522㎡、金木地区、40,985㎡、市浦地区、19,753㎡

です。

耕作放棄地等解消面積は五所川原地区 8, 371 m<sup>2</sup>、  
金木地区 7, 398 m<sup>2</sup>です。

次の令和 4 年度地目別内訳表はご覧の通りです。

以上、非農地判断及び利用状況調査結果についてになります。

議 長 議案第 68 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認し、「非  
農地」と判断することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 68 号について原案  
のとおり承認いたします。

以上、議案第 63 号から議案第 68 号まで全ての審議  
が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたし  
ます。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。